

第 1 1 8 回 国有財産東海地方審議会

報告事項説明資料

令和 5 年 1 1 月
財務省 東海財務局

報 告 事 項 (1)

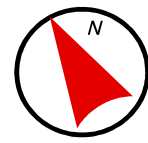
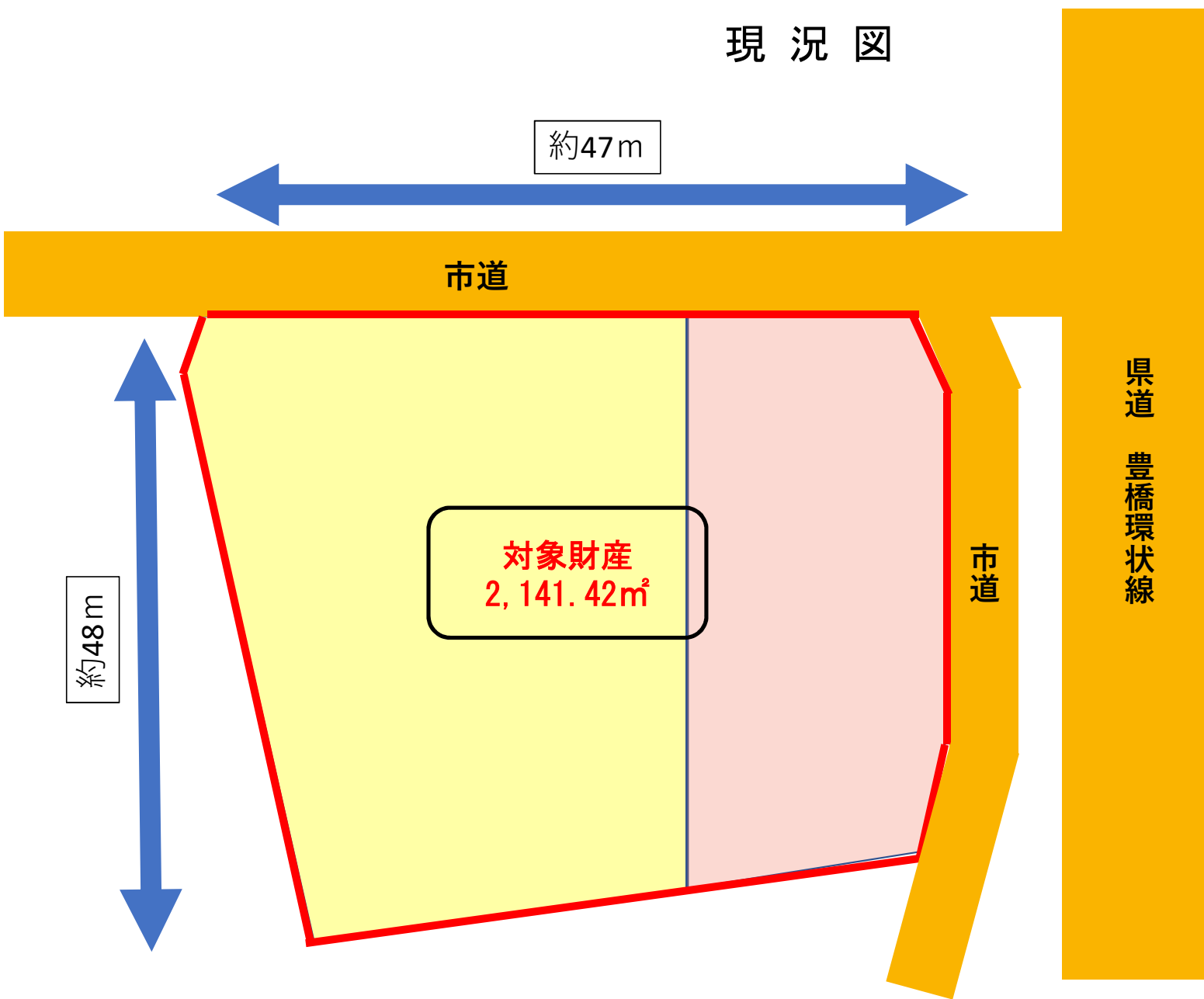
留保財産の経過報告について
(豊橋市向山町字南中畑 3 9 番外 1 筆)

位置図

所在地：豊橋市向山町字南中畑39番外1筆 面積：2,141.42m²
財産の沿革：名古屋国税局より引受(平成30年6月22日)
旧豊橋寮及び旧豊橋税務署集中管理簿書庫



現況図



	第1種住居地域	近隣商業地域
建ぺい率	60%	80%
容積率	200%	200%

現況写真



留保財産（豊橋市向山町字南中畑39番外）の利用方針

◇◇ 導入すべき施設 ◇◇

導入施設（合築）	目的
愛知県企業庁東三河水道事務所庁舎 （愛知県環境調査センター東三河支所）	暮らしの基盤に繋がる施設の整備 （健康と生活環境を守り、良好な環境を確保する調査・研究機関の整備）

1 愛知県企業庁における課題及び県有施設の利活用からの考察

豊橋市を含む東三河地区の水運用は、約7割を愛知県営水道に依存している。県営水道の供給事業を担う愛知県企業庁では、南海トラフ地震などの地震発生後1週間程度での応急給水、2週間以内での平常給水が可能となるよう、浄水場施設等の耐震化を図る必要があり、市内にある豊橋浄水場においても更新工事が喫緊の課題となっている。更新工事にあたり、浄水場敷地が狭あい等のため、現在豊橋浄水場内にある水道事務所機能を別地へ移転する必要が生じており、移転先として立地・規模等の面から本財産を最適地としている。

更に県有施設の利活用最適化に係る基本的方向性に資するものとして、近隣に所在し老朽化している「愛知県環境調査センター東三河支所」を当該地へ移転・集約整備することにより、敷地及び施設の更なる有効利用を図るものとしている。

2 豊橋市の施策・まちづくりの観点からの考察

本地は、豊橋市立地適正化計画において、安全・安心な暮らしや地域コミュニティを持続的に確保するため、生活利便性が高い鉄道や路面電車、幹線バス路線沿線に居住を誘導する区域として定めた「歩いて暮らせるまち区域」に位置している。

豊橋市は、利活用について意向を募り、福祉などの分野で検討したが、周辺状況から利活用は難しいと判断した。

また、第6次豊橋市総合計画においては、目指すまちの姿の一つとして「暮らしの基盤が整った、便利で快適なまち」を掲げ、安全・安心な水道水の安定供給を取り組みの基本方針としている。

東三河水道事務所は、広域的に東三河地域の水道復旧の拠点となる予定であり、災害時には豊橋市や県東三河総合庁舎と連携して活動することとなる。また、近隣住民の給水拠点や臨時の避難所としての機能を有し、豊橋市の防災対策上、有用な施設となりうる。

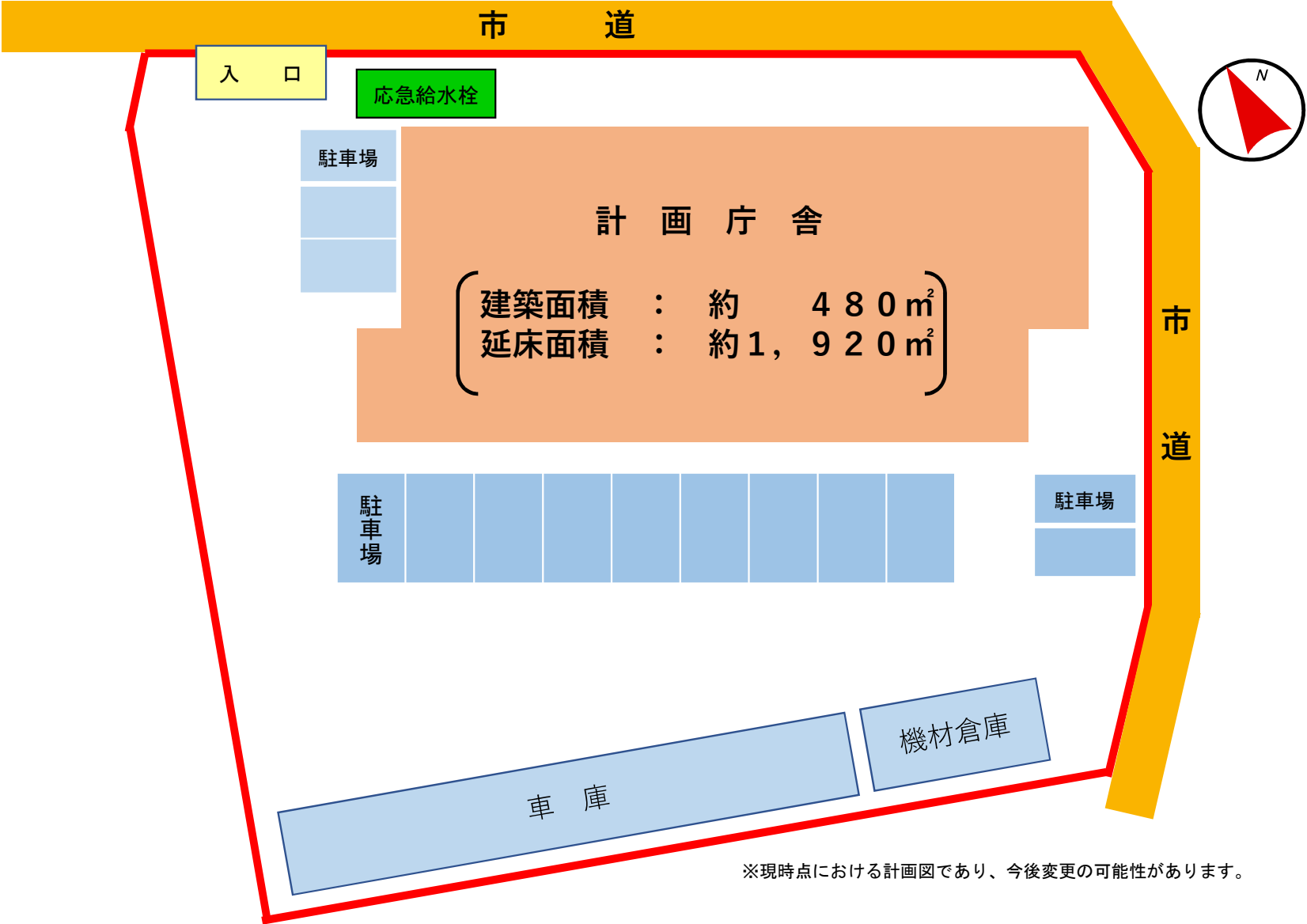
3 国有地の最適利用推進の観点からの考察

将来的な利活用も見据えつつ市民生活に直結した暮らしの基盤に繋がる施設を整備することは、公益性及び地域との共生に資するものであり、国有財産の最適利用の考え方にも資するものである。加えて国有財産管理処分の原則である公用・公共利用優先の考え方にも合致するものである。

処 分 等 方 針

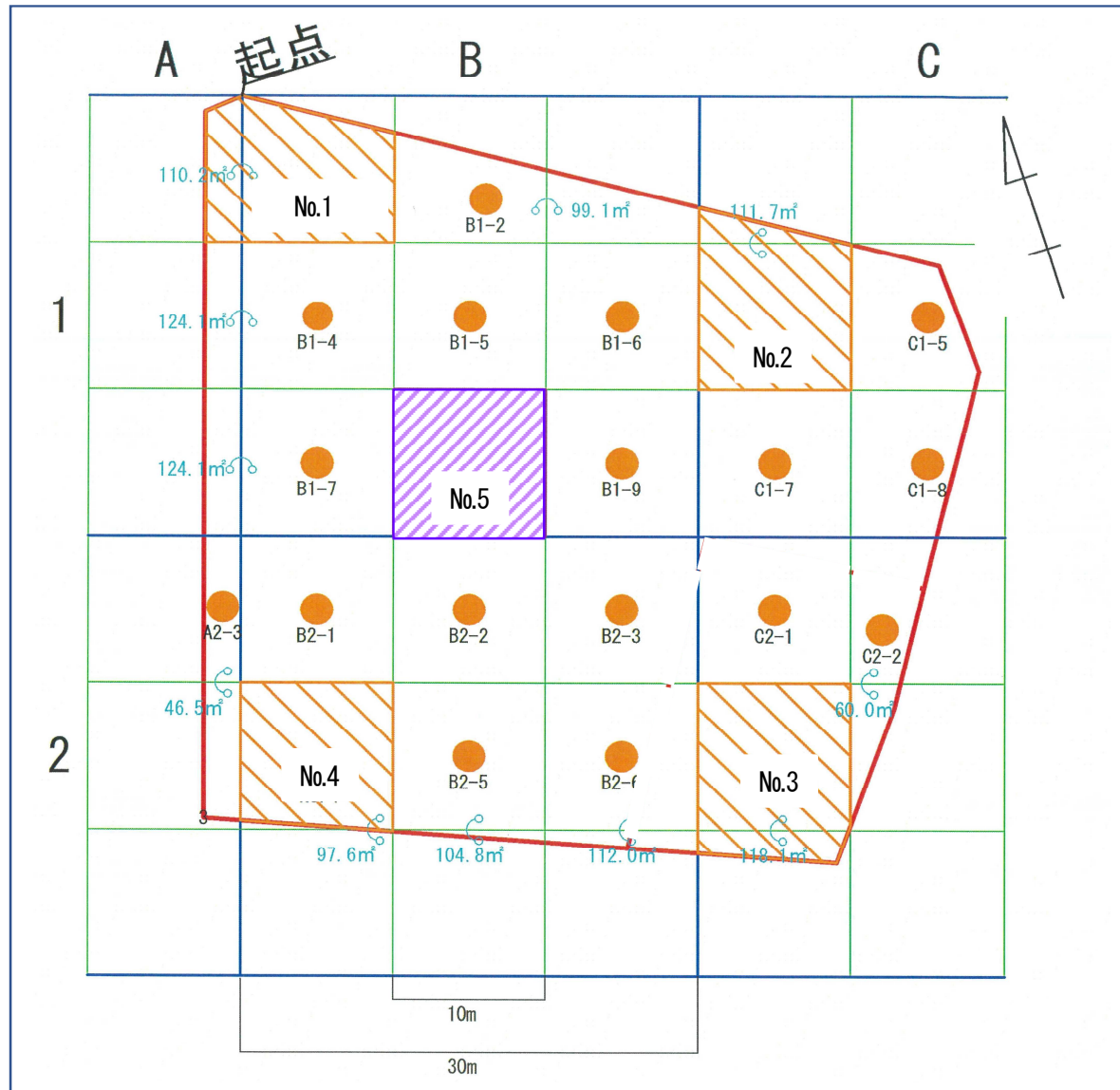
相手方		愛知県企業庁
処理区分		定期借地による時価貸付（55年）
契約方法及び 適用法令	契約の方法	随意契約
	適用法令	会計法第29条の3第5項 予算決算及び会計令第99条第21号
用途指定	指定用途	庁舎敷地
	指定期間	貸付期間中

利用計画図(平面図)



※現時点における計画図であり、今後変更の可能性があります。

土壤汚染調査



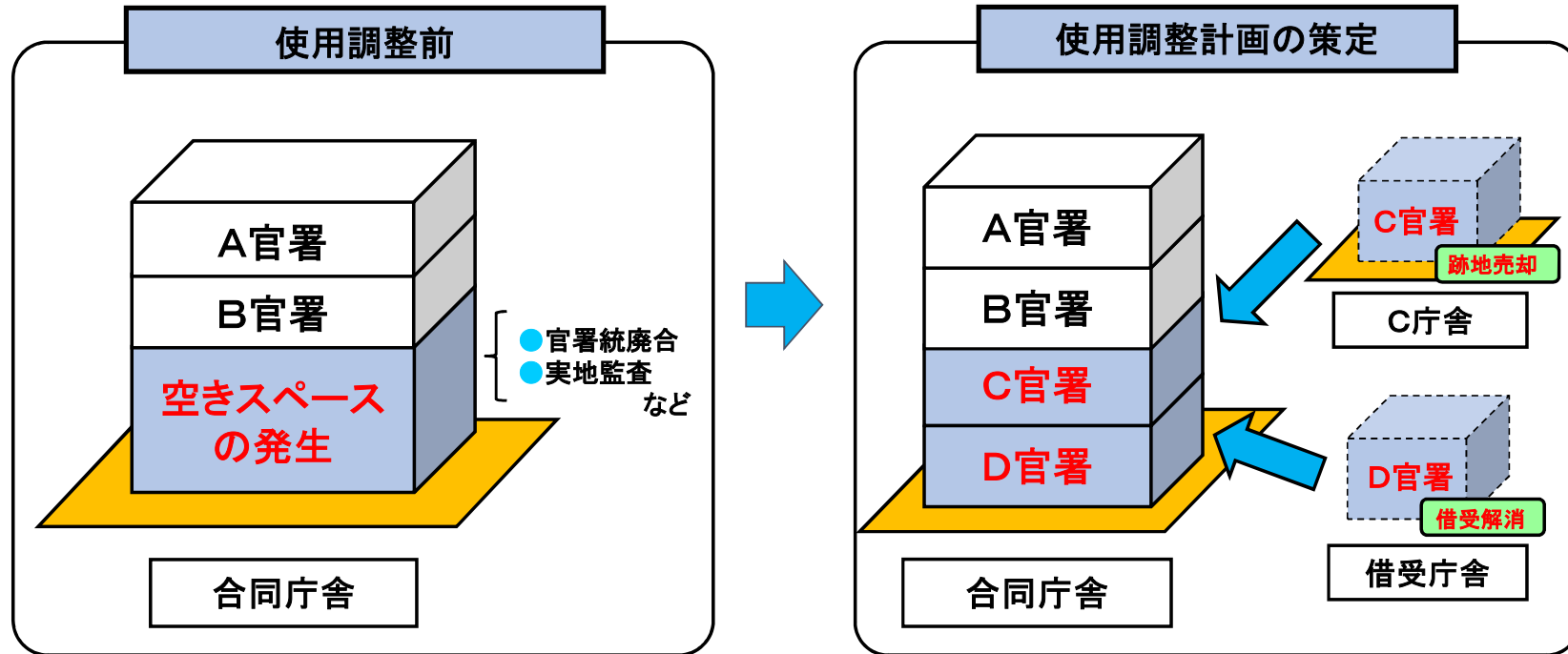
抽出調査		
		No.1~5
詳細調査		
		17地点
地下水調査		No.5地点

報告事項(2)

庁舎等の使用調整の実施状況について(1事案)

庁舎等の使用調整

使用調整のイメージ



効果

- 借受費用の縮減
- 新たな行政需要対応
- 売却可能財産の創出
- 耐震性の確保
- 分散解消
- 老朽・狭あい解消 など

庁舎等の使用調整

使用調整の手続き

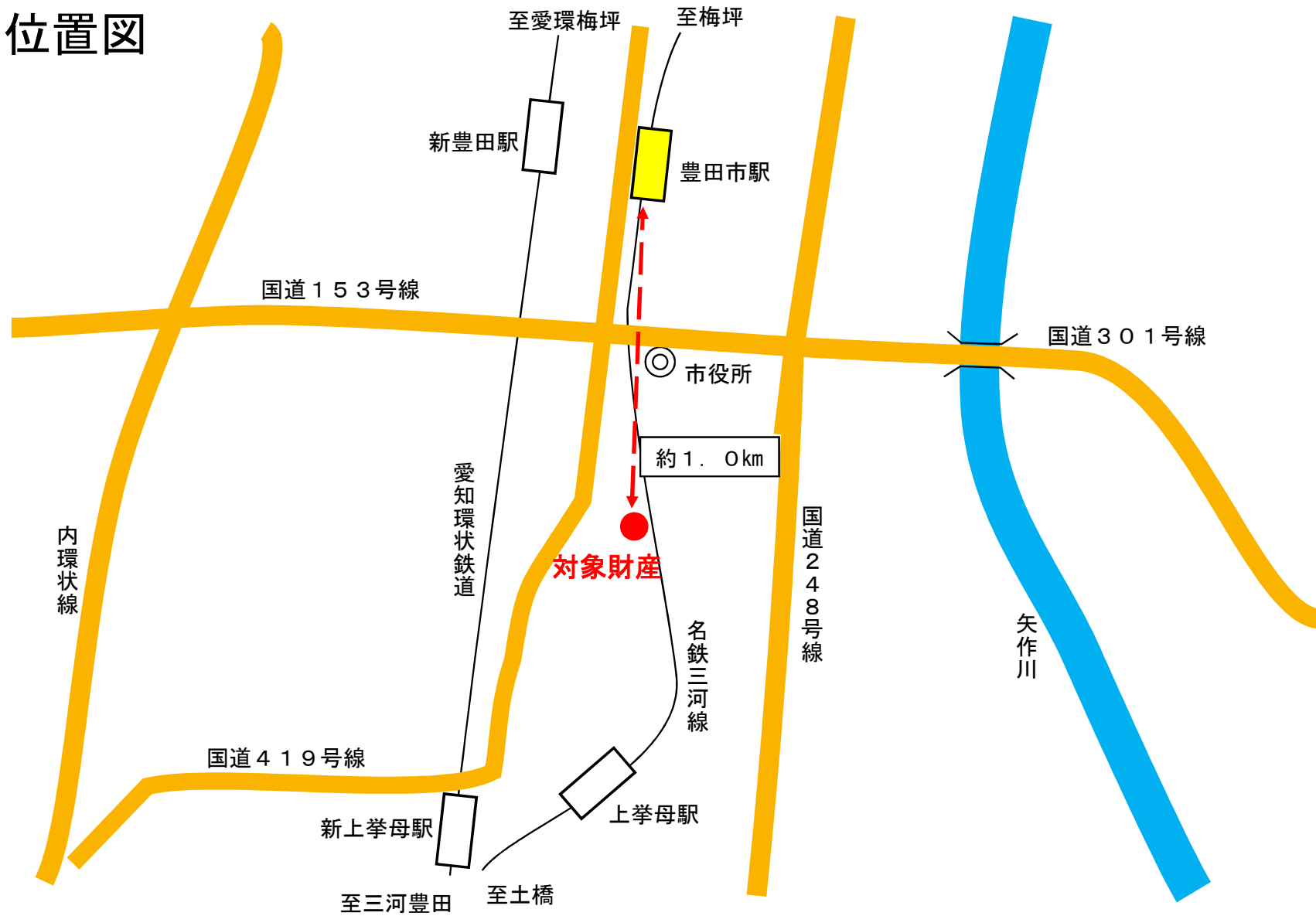
調整対象床面積による区分		調整手続き
2, 000 m ² 以上		使用調整計画の策定 (庁舎法※)
2, 000 m ² 未満 600 m ² 以上	50%以上 $\left(\frac{\text{調整対象床面積}}{\text{全体床面積}} \right)$	⇒ 財務局長は使用調整計画（案）を作成し、 財務大臣が財政制度等審議会へ付議のうえ 使用調整計画を策定
	50%未満 $\left(\frac{\text{調整対象床面積}}{\text{全体床面積}} \right)$	使用調整 (国有財産法第10条)
600 m ² 未満 150 m ² 以上		⇒ 財務局長が使用調整を行う

※庁舎法（国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法）

庁舎等の使用調整を行った事案 (国有財産法第10条に基づく調整)

No.	策定 年月日	庁舎名	所在地	空きスペース が生じた要因	調整対象 床面積 (全体床面積)	今回の 調整面積	使用調整内容と効果	移転等 年月日
1	R5.10.2	豊田合同 庁舎	愛知県 豊田市	国有財産監査 指摘による余剰	約 167㎡ (約 7,990㎡)	約167㎡	自衛隊愛知協力本部 豊田地域事務所の入居 (借受解消) 共用会議室の増設 (狭隘解消)	R6年度以降 R5年度以降

位置図



関係法令（庁舎等の使用調整）

国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法（抜粋） （昭和32年法律第115号）

（用語の定義）

第2条（略）

3 この法律において「使用調整」とは、庁舎等を適切かつ効率的に使用するため、所管換、所属替、用途の変更その他の方法により、その使用につき必要な調整をすることをいう。

国有財産法（抜粋） （昭和23年法律第73号）

（管理及び処分の総括）

第10条

財務大臣は、前条に規定する国有財産の適正な方法による管理及び処分を行うため必要があると認めるときは、各省各庁の長に対し、その所管に属する国有財産について、その状況に関する資料若しくは報告を求め、実地監査をし、又は用途の変更、用途の廃止、所管換その他必要な措置を求めることができる。